



現状から見ましても、本法律によつて失業中最低生活を保障すれば失業者が増加して、一面情民を養成する危険性なしとしないのであります。これに對する政府の意見及び見透しを、まずお伺いしておきたいのであります。

○米窪國務大臣 小川さんから該博な各國の保険制度を引例されて御質問があつたのですが、英國が失業保険制度を改正せざるを得なかつたという點について、私はつきりしたことを今書類がありますから言えませんが、おそらく、それは小川さんの引例された最低の生活程度を保障するといふ觀念に、英國の失業保険制度が立つておつたために、情民が養成されることになつたと思う。また國の財政の基礎がゆるんだ、こう考える。もちろん國の財政がかりに許すにしても、國民の最低生活費を保障するといふやうな給付額の立て方であれば、これは情民が養成される危険が多分にある。すなわち労働者によるも國家によつて保障された方がいい、こういうことになれば、やはり労働者の生産意欲が落ちて生産増強にならない。いわゆる労働者保護があまり厚きに過ぎて結局情民が起る、これは當然のことです。ところがわれく失業保険起草委員會の空氣も、情民を養成し、いかぬ、また日本は今日の財政基礎 情民を養成するほど、言い換えれば、國民の最低生活費をこの保険法によつてカバーするほどの餘裕は、もちろんない。すでに職業安定局長から説明があつたと思いますが、今日のこれに充てる失業保険の給付額の案は、大體において十三億程度であるだろ。その程度では一人當りの保険給付額は、標準月額報酬の平均百分の

六十。非常に收入の少い者は百分の八、多い者は百分の四十、こういうところでござりますから平均で百分の六十。しかもその標準月額報酬は、大體今これじや食えないといつて非常にやかましく言つておるところの千八百圓のところにおいておるのでありますとて、従つて百分の六十ということは、結局千百圓くらいの程度に止まる。それで決してこの保険給付額を貰つてそれで最低生活費をカバーできないことは當然である。また政府の方も、財政關係もあつて非常に窮屈である關係もありますが、大體において A案、B案、O案、D案という三つを立てまして、すなわちこの官吏及び宣業の勞働者を入れた場合はこうである。入れない場合はこゝである。日雇労働者を入れない場合はこうである。大體こういう A、B、C の三つの案を立てて、そりして百七十萬人、そのうち失業の豫定者が豫定はその半分の二十三萬五千人、こういうふうに制限をせざるべからざるいろいろの客觀的條件のもとに、その一割である四十七萬人、受給者の豫定はその半分の二十三萬五千人、こに對して、今申し上げた一人千圓と、いうことになりますと、結局さつき申し上げたような金額になる。この程度の給付額では、憲民を養成するといふ心配は絶対にない。またこの程度の失業保険の給付額といふものの算出でいくと、國家經濟上非常に危殆に陥るというのではない。こういうふうに考えておるのでございます。

おられるのであります。およそ失業保険とか失業手當といふものは、失業整備に伴う失業者対策の一つとして、その根本的目的的対策は失業防止策でなければならぬのであります。豫見せざる突然的失業者の生ずる場合、失業防止策の困難であることは當然のことではあります。が、目下中心問題の企業整備は終結においては當然これが対策を早くより確立しておかなればならなかつたはずであります。しかも対策を立てるには十分の餘裕と期間があるのであって、政府は積極性と熟意さえあれば、各種の失業対策が今ごろ完全にでき上つてはいます。しかしに今日にいたつても、なおこの重大なる失業防止策の対策を有せざるは、あまりにも無策であり、かつ無責任であると言わざるを得ません。

造力と果敢なる實行力によつてフル・エム・ブロイメント、すなわち完全全雇の理想がある程度まで達せられんとしておるのであります。

しがるに我が國政府では失業防止策はもとより、労務配販の計畫すら立てておらず、國民をしてただ不安に陥れらるばかりであります。私ははなはだ失禮なことを申し上げるようですが、勞働大臣は失業對策に非常に無策であり、確信と創造力に乏しきことに、實はあきらめぬ感じをもつておる一人であります。いまさら申し上げるまでもなく、失業の社會に及ぼす弊害はまさに大きいのでありますて、第一に失業者は社會の最も貴重なる富の源泉であるところの勞働の浪費であります。それはあたかも水力電氣の水をわだに流すがごとく、また豐富なる土地を遊ばせるごとく、實に富の浪費であります。

第二には、勞働の質を悪くするものであります。すべて不斷に適當にこれを活用しておればこそ、その質を維持する事ができるのですが、留まる水が腐るよろに、使用せられざる勞働はその質を悪化するものであります。かるがゆえに事業主は勞働者を雇う場合失業していた者を採用することをはきめで少く、初めて職に就く者、たとえば新卒の少年工や農村出身の未經驗者を採用して、これらの勞務者を養成する方がより能率的であり效果的であると言われておるのであります。このことについては、一面には少年工や未經驗者を使用することが、賃金が申ましたごとく、失業中無爲に暮した惡

習慣と惰性からくる怠勞怠欲の如かれが原因しておるのであります。

第三には、失業の存在は労務の繼續中斷され、將來の勞働力の不足を來すことになるのであります。

第四には、失業は社會不安を來す危險が多分性にあるのであります。して、多數の無資產なる勞働者が長期にわたつて失業するということは、あるいは暴動反逆の誘因ともなるのであります。敗戦後國民道德惡化の日本の實情からみて、特にこの點考えなければならぬのであります。

かくのごとく失業對策の重要性が迫られておるが、その根本的の對策は失業防止策であり、あるいは景氣回復策であつて、それによつて失業者ののはなはだしき増加を防ぐことができるのです。失業保険や失業手當は、かかる政策の行われることを前提として、初ゆてその性格を發揮し得るものであります。政府においては第一義的に防止對策なきがために、やむを得ず次善の策である失業保険、あるいは失業手當によつてこれを救濟するといふのであるとすれば、これは自己の力の無能を失業保険または手當によつてカバーせんとするものであり、すなわち自己の無策から生ずる惡現象を、國民の犠牲において解決せんとする卑怯な手段であるとの議りを免れないのです。あります。ゆえに政府は、これゝの失業防止策を立てておるが、なお失業の發生を防ぐことができないといふ、具體的點を明確にしなければならぬのであります。

なお私は、失業保険並びに手當法案の提出される根本原因を、廣く國民の

Digitized by srujanika@gmail.com

前に明確すべきだと思うのであります。今申しましたごとく、政府で極力失業防止策を立てておるが、なお失業の發生を防ぎ得ないことの原因に基くものが、あるいは豫想される大量續出の失業者に、最低生活の保障を與えなければ、暴動混亂の社會不安を起すおそれあるゆえに本法律案が必要である。かかる理由から、失業者はやはり發生したものである、すなわち失業は一時的現象であるから、失業者はやがてまた産業に必要とせられるものなるがゆえに、失業中その生活を支持しなければならないという産業豫備軍的立場の意味で最低生活を保障するのであるか。それ／＼その個々の點において、おのずからその性格が異なると思ふのであります。失業の本質は、それらの中のいずれに重點がおかれておるのであるか、明らかにしていただきたいのであります。

○米窪國務大臣 失業保険法及び失業手當法案を上程したときに、この兩法案提出の趣旨の説明の際、大體お尋ねの點は述べたつもりであります。労働大臣が失業問題については無策だとおしゃりを受けたのであるが、自由黨のある委員からは、勞働大臣は失業対策の問題についてはいろ／＼意見を述べておる、そういうことはある雑誌にも基本的の意見を述べておるが、それは今日の日本の情勢から行われぬじやないか、兩方から、どうも有爲策であるけれども、現實から行われぬじやないかといつておしかりがあり、無爲無策であるといつておしかりを受けて、勞働大臣は間にはさまつてまことに困る。同時に私としては、社會黨の失業對委員長當時において、いろ／＼な

案を立てております。たとえば労働問題としては就業の平準化、労働者自身のなす共済組合の設立奨励、時間外労働または殘業の廢止、労働時間の短縮または休日の増加、操業短縮または交代制の採用、こういろいろなことを述べおりまして、その他にも經濟問題についていろいろ／＼對策もございますが、こういつた諸種の事業は、政府の政治力が貧困であるということよりも、こういつたことのできない今日の日本の經濟状態、すなわち資金の極度に梗塞しておる、あるいは施設及び資材がいわゆる荒廢しておる、こういつたときにおいて何人が内閣を組織して、それが労働大臣になつても、でき得る限度はおのずから定まる、こう私は考えるのです。英國の場合を比較はできませんが、戰勝國であり、かついわゆる管理されておらないとか、あるいはアメリカとのいろ／＼貿易の關係とか、そういう點においてこれは日本と同じであると言うことはできない。こういうことから考えると、日本は領土を失い、そして嚴重なる管理を受けて、そうして資金、資材は極度に不足しておる。このときに失業対策として、許されるいろ／＼の材料というものは、きわめて少い。そこで私はもちろん、御指摘のように失業手當、失業保険、いうものは末の末である。その前にあくまでも就職の機會を増大しなければならぬ。それにはどうするか、公共事業を起すとか、あるいは電源を開発するとか、あるいは輸出産業を振興するとか、こういつた新しく事業を起すことによつて、そ

うことについては、去る十月二日の労働組合の代表者との懇談会においても、賃上闘争ばかりに精力を集中せずに、腹が減つておるということは事實である、生活が困難であるということは事實であるが、生産増強の方へ、すなわち生産闘争の方へ労働組合の指導者が注意を振り向けるようにしてもらいたいということも要請しておるのでは、實は失業対策のためにもそれが役立つということを考えておるからでございます。こういふことで、今日日本においてフル・エム・ブロイメントが實現できないという困難については、私の委員會ですでに申し上げた通りであります。ただこのフル・エム・ブロイメントについても、廣い意味と狭い意味とがあるのであります。すなわち企業を前においてフル・エム・ブロイメントが實現できない場合においては、國がいわゆる職業補導所、その他の労務配置轉換の機關を動員して、そろしてこれに廣い分野からしてこの労務の配置轉換を行いたい、こういうぐあいにわれ／＼は考えております。今日本全国にあるところの五百四十箇所の職業安定所、これの機能をもつて有效に活潑に活動させたらどうか、今までは日本の役人根性で、自分が役所にすわつておつて、そらして求職と求人との申込みをつながらせる程度ではいかぬ。私はこの點は嚴重に職業安定所を通じて國全體の職業安定所長に對して、所員はわらじばきでもつて企業家のところにも行き、労働組合にも行つて、そらして失業者の就職する機會をつくれ、こういふ命令を出しておるのであります。さらに全國に三百四十何

箇所あるところの職業補導所の機能も  
大きいに活用して、そうして労務の配置  
轉換をやるようには指令を出してお  
るのであります。その他において、  
もし何らか民間側からこの失業対策に  
ついて名案があるならば、いつでも私  
どもはそれを國の財政あるいは經濟狀  
態とにらみ合わせて、これを採用する  
のに何らかぶさかではないのであります。  
こういうことで、われくはまず  
第一に就職の機會の増加、それからい  
わゆる労務の配置轉換、こういうこと  
で最後に吸収できない労働者は失業保  
険、失業手當でやつていただきたい、こう  
いうぐあいに考えておるわけあります。

○小川委員 労働大臣は失業防止対策  
として、あるいは労働時間の短縮とか  
その他申されましたか、しかし今日で  
はすでに労働基準法が制定されまし  
て、この基準法に基いての失業対策を  
私が申しておるのであります、おそ  
らく日本の現状から申しまして、これ  
これは失業対策の、おそらく三流くら  
いの程度のものであると思つております。  
なお本案提出の根本的な問題を申  
しておられないようではありますが、私  
は失業者の氾濫によつて、それは労働  
賃金の低下を食い止めるために、この  
法律案の重要な目的のあることを労働大  
臣は申しておられないのは、はなはだ  
遺憾であります。いやしくも働く階  
級の父である労働大臣は、もつと深く  
労働者の立場を考えていただきたいの  
であります。

なおこの法案御提出の原因にもどる

せば、失業者はいわば産業の豫備軍であり、やがてまた産業に必要とせらるるものなるがゆえに、その失業中の生活は企業家が責任をもつのが当然であるといふ結論が生まれるのであります。かかる論から申せば、保険のかけ金は企業家だけに負担すべきものであるとも言えるのであります。また政府に失業防止策の名案なく、それがために失業者の續出といふのであれば、すなはち政府の無策から生じたのであるから政府の責任に歸すべきであり、かかる場合保険のかけ金は政府ひとりの負擔とすべきであるという議論も生れるのでありますか、この點についてお伺いしたいのです。

○米窪國務大臣　本法を提案した理由については、勝頭に私から御説明申し上げた通りでございまして、すなわち失業者が多いということは、國としてもこれは經濟的のいわゆるがんでございまして、また憲法二十二條によつて、いわゆる人たるもののは職業の機會を與えられておる。こういうことから見ましても、先ほど私が申し上げた方法で、まず就職の機會を増大する。また適當なる職業についている者に對しては、これを再訓練して労務の配置轉換を行いたい。なおかつ今日の日本の經濟状態で救済しきれない者は、失業保険及び失業手當で生活の若干を補助する、こういう考え方である。そこで政府の無爲無策でもつて失業者が出て、こう仰せられたが、私はそうだと思ひません。失業対策を講ずる點において、今日のように制約され、いろいろの點で思うようにいかない點においては、これは私は若干政府が責任を負わなければ

ばならないことも考へ得ると思ひます。が、失業者が出てくるということは、これは政府のいわゆる政治力が貧困であるとか、無爲無策であるということでなしに、アメリカの例をとつてみましても、あのルーズベルトがニューディルを施行して、あの資金においても、資材においても豊富なアメリカでさえ、當時三百萬の失業者があつた。これは資本主義経済におけるところの必然的な、いわゆる病氣であると私は一應考へておる。そこで要するに、人間が生活するために必要とするところの物資と資源、そいつたものが限られている場合において、全人口と全労働人口との割合において、これが十分なるところの配給が受け得ない場合において當然生活難が起り、また経済問題としては、産業がこれらの失業者を吸収し得ないような、資本主義的な缺陷においで失業者が出てくる。私はそういうくあいに考へておる。従つて今的小川さんの論據のように、政府の無爲無策から出発するから、政府で全部の保険料を負擔しろといふことは、私としては承服しかねる。失業保険というものは、一つの社會補償であると同時に、相互扶助觀念やらなければならぬので、やはりこれに關連するものは經營者といえども、労働者といえども、その負擔はやはり均等しなければならない。政府は保険者である以上三分の一の負擔をする、さらにそのほかに政府が保険者として、經營者となるのであるから、事務費をもつ。こういう建前がどこの國でも、あるいは失業保険以外の保険でも、これはほとんど常識化されたところの考え方である。いうぐあいに見ている。

○小川委員 次に失業防止策について私の見を申し上げ、政府の對策を聽きたいと思います。失業防止のために國家の講ずる施策は大別して二つあると思ひます。一つは公共事業の振興であり、一つは私營事業の振興であります。私は日ごろから大量の失業者の發生する場合は、公共事業のみを振興させても、失業防止の徹底を期し得られないといふ意見をもつてゐるものであります。すなわち今後世界を通じて唱えられるであろう完全雇用は、公營・私營の事業をともに振興さすことによつて、その目的が達せられると思うのであります。私營事業の振興は、通常産業貿易の振興政策であつて、一般商事政策あるいは工業政策の分野に屬するものであります。ただそれが失業防止の名のもとに主張せられるときは、一つの重大なる本質を有するのであります。個人の産業振興のために國家が助成金等の方策をとることは、不健全なる政策のように思われるのですが、それが失業防止の目的を有するときは、國家が國費を投じて私營事業を補助することは當然の政策であり、妥當な處置であるとも言えるのであります。

○米窪國務大臣 失業対策は二つにわけまして、失業防止と失業救濟になります。失業者救濟の目的で六十億という莫大なる豫算を取つて公共事業を計画したのであります。それは單なる計畫の作文をつくつたのみであつて、何一つ完全に實施されておらぬのであります。私の言うことが間違ひでありますれば、政府の方でその反證を示していただきたい。私はあの六十億で公共事業を起し失業者を救済するという法案は、見透しを過つたと思ふのであります。この公共事業によつて二百萬乃至三百萬の人を使う豫定であつたといふことがあります。今日までこれに就職を申出た者が、全國を通じて全體の百分の一にも達していないのであります。その原因はどこにありますかと申しますと、もちろん今日は賃金生活よりも、賃出しとかやみ商賣の方が、より收入のよいといふ點もあるのであります。一番の原因是、失業者が働こうとするような事業を政府は実施しておらないからであります。また民間の事業は恒久的でありますが、ことは、これを明確に區別ができない。

○小川委員 次に失業防止策についての講ずる施策は大別して二つあると思ひます。一つは公共事業の振興であります。私は日ごろから大量の失業者の發生する場合は、公共事業のみを振興させても、失業防止の徹底を期し得られないといふ意見をもつてゐるものであります。すなわち今後世界を通じて唱えられるであろう完全雇用は、公營・私營の事業をともに振興さすことによつて、その目的が達せられると思うのであります。私營事業の振興は、通常産業貿易の振興政策であつて、一般商事政策あるいは工業政策の分野に屬するものであります。ただそれが失業防止の名のもとに主張せられるときは、一つの重大なる本質を有するのであります。個人の産業振興のために國家が助成金等の方策をとることは、不健全なる政策のように思われるのですが、それが失業防止の目的を有するときは、國家が國費を投じて私營事業を補助することは當然の政策であり、妥當な處置であるとも言えるのであります。

○米窪國務大臣 失業対策は二つにわけまして、失業防止と失業救済になります。失業者救済の目的で六十億という莫大なる豫算を取つて公共事業を計画したのであります。それは單なる計畫の作文をつくつたのみであつて、何一つ完全に實施されておらぬのであります。私の言うことが間違ひでありますれば、政府の方でその反證を示していただきたい。私はあの六十億で公共事業を起し失業者を救済するという法案は、見透しを過つたと思ふのであります。この公共事業によつて二百萬乃至三百萬の人を使う豫定であつたといふことがあります。今日までこれに就職を申出た者が、全國を通じて全體の百分の一にも達していないのであります。その原因はどこにありますかと申しますと、もちろん今日は賃金生活よりも、賃出しとかやみ商賣の方が、より收入のよいといふ點もあるのであります。一番の原因是、失業者が働こうとするような事業を政府は実施しておらないからであります。また民間の事業は恒久的でありますが、ことは、これを明確に區別ができない。

○小川委員 ただいま大臣は、あるいは道の開発とか、あるいは電源の開發、その他土木事業にも相當資力を注いでいると言われたのでありますか、

誌で讀んだのであります。ロンドンで失業救済の公共事業に四十五萬ポンドを投じたが、そのでき上つた價値は、實に三分の一の十五萬ポンドの價値にしか相當しなかつたし、また失業防止の目的で百萬ポンドを私營事業に獎勵したら、その效果が二百萬ポンドの價値を超えたというのであります。ドイツにおいては、失業防止に基づく産業助長策として、たとえば從來使用しておらず完全雇用は、公營・私營の事業をともに振興さすことによつて、その目的が達せられると思うのであります。私は、六十億の失業救済事業費をもつて、失業防止策に振向けることではあります。以上失業防止策についての政府の助成にまで發展すれば、必ず効果的なものが期待できると思うのであります。以上失業防止策についての政府の対策があればお示し願いたいのであります。

○米窪國務大臣 失業対策は二つにわけまして、失業防止と失業救済になります。失業者救済の目的で六十億という莫大なる豫算を取つて公共事業を計画したのであります。それは單なる計畫の作文をつくつたのみであつて、何一つ完全に實施されておらぬのであります。私の言うことが間違ひでありますれば、政府の方でその反證を示していただきたい。私はあの六十億で公共事業を起し失業者を救済するという法案は、見透しを過つたと思ふのであります。この公共事業によつて二百萬乃至三百萬の人を使う豫定であつたといふことがあります。今日までこれに就職を申出た者が、全國を通じて全體の百分の一にも達していないのであります。その原因はどこにありますかと申しますと、もちろん今日は賃金生活よりも、賃出しとかやみ商賣の方が、より收入のよいといふ點もあるのであります。一番の原因是、失業者が働こうとするような事業を政府は実施しておらないからであります。また民間の事業は恒久的でありますが、ことは、これを明確に區別ができない。

○小川委員 ただいま大臣は、あるいは道の開発とか、あるいは電源の開發、その他土木事業にも相当資力を注いでいると言われたのでありますか、

○米窪國務大臣 すなわちその中の人件費はどのくらいであるかということについては、まだ調査がまとまっておりませんが、それの一つの傍證的の裏書きになるような數字を申し上げますならば、昨年の雇用關係の数字を申し上げたならば、大體見当がつくだろうと思うのですが、昨年は求人が三百萬人、求職が二百二十一萬人で、求職の方が八十萬人ばかり多い。これで成立したところの就職者の助成にまで發展すれば、必ず効果的なものが期待できると思うのであります。以上失業防止策についての政府の対策があればお示し願いたいのであります。

○米窪國務大臣 すなわちその中の人件費はどのくらいであるかということについては、まだ調査がまとまっておりませんが、それの一つの傍證的の裏書きになるような數字を申し上げますならば、昨年の雇用關係の数字を申し上げたならば、大體見当がつくだろうと思うのですが、昨年は求人が三百萬人、求職が二百二十一萬人で、求職の方が八十萬人ばかり多い。これで成立したところの就職者の助成にまで發展すれば、必ず効果的なものが期待できると思うのであります。以上失業防止策についての政府の対策があればお示し願いたいのであります。

およそ日本の現状から見て、御承知のごとく食糧不足の現在の日本では、土木事業というような重労働に從事するところの失業対策といふものは、根本から間違っていると思います。御承知のごとく土木事業に從事する労働者、すなわちこの仕事は重労働であります。この仕事は重労働であります。こういうことは明らかであります。ただかなければ從事できないのであります。こういうことは明らかであります。ただかなければ從事できないような労働よりも、もうと輕労働ということを考えなければならぬ。輕労働を振興さすには、すなわち産業を振興さすことになります。ところが現在のわが國では銀行の貸出金が制限されております。産業資金規則というものがあります。産業を助長しようと思いましても、資金の関係で止められてしまいます。しかしながら大臣は非常に資金の融通をもつて緩和して、産業を助長させることによって、この方面の失業者を吸収することができると思います。しかし政府の対策によつて、この失業給付の要件たる労働能力及び労働保険は他の社會保險に比較いたしまして、保険事故の證明方法が非常に困難であるのであります。病氣には詐病あります。失業保険は保険詐欺または濫

意思の存すること、並びに労働の機会なきことは、これを證明する方法は、結局職業安定所あるにすぎないのです。私は失業者とは、労働意思を有するも適當な職務なき者を言うといふ見解をもつてゐるのであります。すなわち労働忌避者もしくは意的に労働を欲せざる者、これは失業者とみなすことができないのであります。また金持で生活が困らぬがために労働に從事しない者も失業者でないであります。なお病人や老人、幼児、その他心身の缺陷があつて労働に服したい者も失業者でないことはもちろんであります。それでは労働能力者とはどの程度のものをいうのか。ドイツ失業保険法の八十八條は、普通の労働能力の三分の一以上の労働能力を有している者を労働能力ありとして、それが職業がなければ失業として取扱つてゐるのであります。しかしながら労働意思が十分にあります。一方旋盤の仕事では人を求めてゐる。この場合旋盤の仕事は、その熔接の熟練工が職業安定所に毎日出頭しても、本人に適する熔接の職場を得ないことがあります。本法案第三條がそれでありまして、たとえば、ある熟練の熔接工が職業安定所に毎日出接の熟練工に當然適しない労働であることは明かであります。が、職業安定所は、かかる場合就職を強いるものであるとか、あるいはその熔接工は拒否できることは當然でありますが、その職業の限界點を明かにして、職場の限界點を明かにしておかなければならぬと

思うのであります。わが國一部學者の中では適當な職のないものを失業者と解釈しているものもありますが、これは絶對的失業者を意味するものではなく、相對的失業と解釋すべきであると思うのであります。適當の解釋や判断がはなはだむずかしいのであります。しかし、適當というものは本人の経歴、就業能力に對して適當である。もしそれを絶對的のものとして取扱えば、失業數はます／＼増加すると思うのであります。いかに手厚き失業保険法の存する國といえども、失業者はある程度まで條件を落して就業するのを常としておられます。またいかに失業保険のない國といえども、各人の職業にはおのずから條件があつて、人はある程度以上に自身を落せるものではないのであります。この點、すなわち制限を寬大にすれば失業者は簇出して、財政上の負擔がばかりしれないのです。さて、この點、すなわち制限を嚴重にすれば、本法律の趣旨とて財政上の均衡を保つことに專念して制限を嚴重にすれば、本法律の趣旨に刷わない結果となる傾向があると思ふのであります。

と思うのであります。もちろん職業安定所の命ずる職業と申したところで、限度のあることは當然であつて、大學を出て事務のみをやつていた者に旗艦工になれということは常識であります。金屬工になれといふことは、あり得ないことであります。それで、要するに三段階のわくを設ける必要があると思うのです。この點についての政府の立場を明らかにしていただきたいと思います。

○米窪國務大臣 先ほども私指摘申し上げたように、憲法の二十二條によるど、何人といえども公共の福祉に反しない限り職業の選擇をすることができる、これが大前提になるといいますか、そういう原則になる。従つて政府としても、職業安定法の精神も、また失業保険法の精神も、職業を選択する自由は、いわゆる就職者に權利として認めなればならぬ。但し就職者が前の給料よりも非常に安いことも認めなければならぬ。しかも、あるいは前の職業と違つた斡旋でも、なおかつ本人がいくといふことであれば、職業安定所で拒むことはできないのであります。ただ問題のは、求人が非常に違つた給料、あるいは非常に違つた職業で雇ひ入れたまゝと、いう場合においては、求職者は拒み得る。だからといって失業者として認めない、こういつた處置はとりたくない。ここで問題になるのは、英語でいいますとイントレーバル、アンシニーダブルの場合は不適當、こういふことでございまます。そこでいかなる限界が適當であるか、不適當であるかということになるのでございますが、能力から見ていかかでござります。そこでいかなる限界が適當であるか、不適當であるとか、不適當であると

かうことをきめるのでございまして、前と違つた職業を就職斡旋をするのが不適當であるといふぐあいには、政府は考えていない。これは一に本人の自由意思によつて、職業紹介の衝にあたる者が、二十一條の精神において判定すべきであると、われくは考えております。もちろん御指摘のように、あまりこれをきびしくやると失業者が多く出る。そらかといつて、これをルーズにやつて、今までの労働條件よりもはるかに低下したもので押しつけくといふように、條文を變えることになると、結局憲法の精神にそむくので、ます／＼二十一條くらいの規定が適當ではないか、こう考えた次第でござります。

負擔することは公平でないと言い得る  
のであります。

片山首相は、正直者が損をしない社會國家をつくるといつておられるのであります。が、失業保険を對象として見ると、眞面目で勤勉な者が損をするといふ結果が生ずるのであります。私たち民主黨は、常に友愛協同の社會連帶主義を掲げ、社會においては人はもつともたれつであると唱えているのである。

ありまして、かかる立場から、幸福な者は不幸な者を助けることは當然忍ばなければならぬであろうし、従つて失業の被保険者に對しても、まつたくこの精神を有するものであります、この點について労働大臣の御意見を伺つておきたいのであります。

言われた通りであります。しかし現状はグレシャムの法則の惡貨は良貨を驅逐している現状でありますから、一様には言われませんが、大體優秀なる能力をもつてゐる者、勤勉なる者が先に就職して、あとから失業するということはあり得ることであり、また政府もそれを望むものでございます。しかしながらこれが、そういう者の負擔において悪化する能力、あるいは怠惰な者を救うシステムになるのではないかという御指摘でございますが、厳密に言うと多少そういうこともあります。しかし今日の社會は、私がこんなことを申し上げるのは釋迦に説法ですが、要するに社會連帶主義である。相互扶助ということが、やはり民主主義の一つの特徴であると考えております。自分だけ勤勉であり、かつ勞働能⼒が高くて優秀であるから、自分らがけよければよいという觀念は、決して

悪いとは言わないのですが、さらに一步進めて、自分らは就職しておる、就職の機會は限られている、しかるに労働人口は非常に多い、さいわいわれ／＼は就職ができるから、われ／＼が就職しておる、犠牲——犠牲と言うと非常に強すぎますが、その反面には、いわゆる失業者がいる、われ／＼は就職しておるのであるから、まずわれ／＼がひとつ連帯責任、あるいは相互扶助の観念で救つていこうじゃないかという考え方へ、あつてしかるべきだと思う。私は労働組合の諸君に、いつも言うのですが、自分らは失業しない、だから保険料のかけ損であるという觀念を皆がもてば、保険制度というものは成り立たない。この場合は單に労働問題に限らず、生命保険の場合も、おれは病氣をしない、長生きする、しかるに、平均年齢に達しない者が死んだ場合は、われ／＼は損をするという考え方をもてば——生命保険の場合は連帶的な觀念はないからあたらないかもしれません、やはり社會生存のよい境遇を與えられた者は、社會連帶的觀念から見ると、與えられておらない者を多わゆるけが人がたくさん出ているところの工場があるし、また施設やその他の安全思想が強く出ておらないのがある。そうするとそういうところの經營者は、例の災害保険の保険料をかけ放しにしてしまつて、しかも自分らのところは災害事故がないから非常に損をする。こういう考えになるのですが、この場合も經營者の間に相互扶助あるいは社會連帶、こういう考えでいけば

◎小川委員 大臣はわが民主黨の社會連帶主義に御同感であつて、大變満足に思います。しかしこの場限りの答辯でないようにお願いをしておきます。

大體私の記憶では、大臣は今日まで資本主義を倒論の非常な强硬論者であられたように思いますが、今日まで大臣は政治運動あるいは労働運動の過程におかれ、しば／＼労働者は資本家に搾取されておるということを口にされてもおられたようあります。すなわち大臣のこれまでの御意見は、労働第一主義であつたと思われるのであります。およそ社會においてひとり労働のみが絶對的意義をもつものでもなく、またひとり資本のみが絶對的意義をもつものでもないのでありますし、労働も資本も、ともに社會經濟組織の根本的要素であることを確認することによつて、闘争なき友愛協同の社會が生まれるものと思うのであります。よく聞くことありますが、労働者は資本家に搾取されていると言いますし、一方資本家は決して搾取しておらないと言う。この理解せざる意識のままにいくならば、日本の産業の再建はどうてい望まれないのであります。私は業種別基準賃金を厳守し、さらに福利厚生施設においても普通以上に備え

○米 廣國務大臣 私は從來労働者が資本家に搾取されているということを言つたものです。それはどういふ點で言つてゐるかといふと、いわゆる資本主義全盛のときにおいて、資本家がその利潤を獨占して労働者を商品化する場合、すなわち労働者には給料だけ與えればいい、それでいやならやめておけ、労働能力もたくさんあるから、自分らの意に満つような者を使つていけばいいじゃないか、こういう考え方をもつておる資本家に對しては、これは労働者を搾取している、私はこう考えるのであります。しかし今日の資本家は、そういうことを考えようとしても、今はそのような客觀的條件にない、みな赤字が出ている。そこで私は、經營者はいかなるあり方でなければならぬか、労働者はどうであるかといふことに就いて、少しく抽象的になるが申し上げますれば、私としては、經營權は經營者にあるべきだ、しかしその經營に參加せしむることによつて、經營者が一人でやらない。そこで經營協議會というものにおける經營權に對する參加權を認め、そうして労働者といえども、これを商品のごとく見ず、自分の經營のいわゆるヨーボレーターだ、協力者だ、こういふように資本家が頭を切替え、そこで大體經營の點も、株主に話すように話す、そこで労働者の協力を求める、こういふ行き方をする。それから經營の實情において

あるいはいろいろの積立金であるとか、あるいは一定の利息の利潤とか、あるいは資本保有はこれを認められるけれどもそれ以外のものは労働者にわけてやる、こういう考え方をもつておるので、そうなれば資本家と労働者が互に對立して争う必要がない。いわゆる階級的利害というもので對立する機會が非常に少くなる。こういうふれいに考えておる次第であります。

○小川委員 太體この問題について、大臣の見解は私たちの考えていることと同一であるので、非常に満足に思うのであります。

次に私は、就業報奨金制度のごときものをつくる必要があると思うのであります。これまでわが國において、失業者が就職した場合を見ますと、職業紹介所の斡旋で就職した者はきわめて少數であつて、そのほとんどは自己の力で就職しているのであります。すなわちその率は、自己の努力で就職した者は八〇%であり、公共職業安定所の斡旋で就職した者は二〇%という率を示しているのであります。ところが失業保険制度ができる今後の場合を考えてみますと、失業しておれば保険金がもらえるから、急いで就職するのにはばからしいという不まじめな思想に陥り、自己の努力で就職しようという熱意と積極性をもたなくなるのであります。そこで受給資格者が、その受給期間中に自己の力で就職した場合報奨金を與える制度を設ければ、就職にみずから積極的になるだらうと思うのであります。この場合その豫算が問題となるのでありますが、保険金として支拂うその経費を、報奨金の方にまわすという結果にすればよいと思うのであります。

ります。これは一方には憲民の養成を  
防止せしめ、一方には官公廳の複雑な  
事務を援けるという効果をもたらすも  
のであります。この點について大體政  
府の方の御見解を伺つておきたいと思  
います。

○小川委員 大臣のお考え違ひです。  
失業中の受給資格者が自己の力で職を見つけて就職した場合 現在失業中の失業保険金をもつておる者が、自己の力で就職した場合、これは今世界のどこにも例がないのであつて、日本で初めてだからむずかしいだらうと思うが、しかしそ非常に重要なことであると思ふ。

○米澤國務大臣 先ほどの私の回答が  
違つておつたので訂正します。それは  
一つのあしらひの考え方であると思いま  
すが、そうなると経費か、失業保険の  
経営費だけではおさまらなくなり、相  
當の額が必要になるではないかと考え  
ます。當然この受取るべき給付額の程  
度ではおさまらなくなる、そう考える  
ので、この點はこの保険では考えてお  
りません。

○小川委員 大臣おわかりにならぬよ  
うでありますが、要するに保険金で出  
す金を奨励金、報奨金で出すことにな  
るのでですから、豫算には關係がない。  
だから報奨金を高くするか低くするか  
ということと違つてくる。あなたの言  
われるようすに、高くすれば保険金で出  
す以上に豫算が必要であるかもしけな

いけれども、失業しておれば當然保険金を出さなければならぬのですから、本人がみすからの方で職を見つけた場合に報奨金をやつても、それは保険金でやる金をそちらにまわすわけであるから、豫算には關係がないと思う。しかし時間がないようでありますから、これはまた最後にあらためて修正案として私は出したいたと思うが、きょうはその點はこの程度にして、あと一點だけ申し上げておきたいと思います。

この法律案には、受給資格者が職業安定所に出頭する義務のあることを明らかにしてあります。アメリカ、イギリスの法律では、一週間に二回は必ず公共職業安定所に出頭すべきであるという規定がある。ドイツのごときは一時毎日出頭しなければならないといふ規定さえあつたのであります。わが國においては、幾日目ごとに出頭を命令するのであるが、その點をこの法律に明らかにしておかなければならぬと思います。これは政令で定めるということであります。この重要なものを、なぜ法律とせず政令によるのであるか、その點を明らかにしておいていただきたいと思います。

○米窪國務大臣 先ほどの私の答辯に足らざるところをもう一つ補足します。それは當然六箇月なら六箇月給付額をもらえる方が、本人の努力で就職したからには、そのあとの報奨金として出したらどうかというお尋ねですか。

○小川委員 それとは違うけれども、似ている……。

のを、本人の努力でやつたといううても、その努力が報奨金に値する努力かどうか、政府で認定することは非常に困難であるということはたしてそれが給付額十三億とみて、それ以内でおさまるか、それ以上にオーバーするかという見當がつかないから、ここではつきりわれ／＼としては賛成するというわけにいかないのであります。これはおそらく修正したいという御意見らしいが、なか／＼法文に書き表わすのに困難で、實際事務的にどういうふうに表現するかということが困難であると思います。

それから、なぜ政令でもつて一週間に二回公共安定期所に行つて、失業者であるという登録をすることをきめて、法文に書かないかということについては、これは職業安定局長から御説明申し上げます。

○上山政府委員 第十六條の公共職業安定所に出頭いたします回数を、私たちのつもりでは、政令で定めることに考えておるのであります。しかしながら原則といましましては、安定所に週二回出頭させることに規定いたしたいと思つておるのであります。しかしながらお場所によりましては、週二回出頭させすことが非常に困難なところもあると思ひますので、そういうところは、さらにその回数を減すことができるとか、あるいは、大體これは安定所に出頭するわけであります。場所によりましては、こちらから、いわば出張して参りまして認定をする途を開きますとか、いろ／＼細則的なことを規定してまいりたい。かように考えておりまますので、そういうことはむしろ政令に譲る方が適當じやないかと考えた次第

○小川委員 時間も過ぎたようでありますから、これで私の質問を切ります。  
○加藤委員長 川崎君。  
○川崎委員 ただいま第十一委員室で開會中の鑛工業の委員會におきまして、石炭國管問題が論ぜられておりますが、先ほど米鎌勞働大臣は、わが黨の西田隆男君の質問に答えられまして、炭鑛事業を勞調法第八條に譲りて、この公益事業に、追加指定をする意思はないかという點に關連してお答えがあつたそうである。しかしながら西田君の話では、十分に満足のいくまで御説明がなかつたということでありますので、労働委員會においても、これはきわめて重大な問題でありますので、民主黨としてはこの際せひお伺いをいたしておきたい、かように考えるのであります。

八月十六日與黨三派の政調會長が會談をいたしまして、商工大臣の官邸で、臨時炭鑛國家管理要綱といふものを、三黨頭首協定の緯に基いて決定いたしました。そのとき、炭鑛生産協議會と労働爭議が炭鑛で起つた場合、當該労働關係の當事者は、その請求があつたときから三十日を経過したあとでなければ爭議行爲をなすことができないという項を入れまして、このことについては明らかに三派の意見が一致しておりました。すなわち公益事業に追加指定することを豫想しての節條であったと私は承知いたしております。しかるにその後商工大臣に對しまして、労働大臣の方から横やりがはいつた。炭鑛を國家管理をするからといって、公益事業の指定追

労働事情からしてまことに困難である、そのようなことは不適當であるといふような意味の横やりがはいつたそ�で、そこでこれは取やめになつたよう聞いております。今回提案された臨時石炭鑛業管理案にはその條文が少しも見當らない。そこで西田君の質問と相なつたと思うのであります。まづこの問題の理解のために、どうしてそういう横やりがはいつたものか、商工大臣が公益事業として指定することが當然であるという見解に對して、労働大臣はいかなる見解のもとに、これを頑強に突張られて、その趣旨を通されたのか。そのいきさつをまず伺いをして、私の質問を進めたいと思います。

ですが、結局はその當時の大勢は、公益事業としうものはそろ擋げると、労働者の罷業権を抑壓することになりがちだ、そこで、どうしても公共の福祉のために、その筆議がただちに激發されると、いうことが望ましくないといふことが、横から見て縦から見ても明らかであるものに限つて、公益事業といふことにして、三十日の調停期間といふものをおこう、こういうことになつた。そこで、たとえば電車であるとか汽車であるとかいうものは、労働争議が起つて、すぐそこでそれがストップになると、ただちに公共の福祉に影響を及ぼす、こういうことが認定される。石炭の場合にはそれではどうかといふことですが、これも一年前と今日とは大分情勢が變つておりますから、これを公益事業とするの可否ということの分れ目が、一年前の時ほどでなくして、非常に緊急を要する事態にはなつて、いることは私どもも認めるのですが、しかし汽車が止まる、あるいはガスや電氣が止まるといふのに比べれば、まあ辛抱できるのではないか、こうあるのです。そこでこれは労働大臣が、調停を申請した場合においては、三十日といふようなそういう期限は申請することができるということの手があるのです。そこでこれは労働大臣を申請して、そうして調停の實があがるまではこれはやはり争議にならないといふことが原則なのです。それもありませんが、とにかく労働大臣が調停を申請して、そうして調停の實があがるまでも労働組合法を補にとつていけば、それは争議をしたことは決して非法ではないのですが、しかしやしらも監督官廳の労働大臣が調停の申請

問題は、勞調法を改正すべきであるかどうかということについては、閣議に於ては、先ほど説明申し上げたわけであります。それで、おいて實は、改正せずにそういう方法で行こう、こういうことに納まつたわけであります。

○川崎委員 非常に博學の米窪労働大臣であります。が、この問題に關する限りは私は少し見解が違います。といふのは、勞調法をどうして改正する必要があるかということです。勞調法を改正しなくとも公益事業の指定を追加することができる。即ち勞調法第八條には明白に、運輸事業、郵便、電信又は電話の事業というふうな事業は、これは公益事業として、勞調法のできるときには指定事業としました。しかしながら「第二項には主務大臣は、前項の事業の外、中央労働委員會の決議によつて、業務の停廢が國民經濟を著しく阻害し、又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができます。」といふ條項があるではありますせんか。しかばら勞調法を改正せざつとも、主務大臣が、炭礦事業は今日その業務の停廢が國民經濟を著しく阻害するということを認めたならば——私は、認めるのがほかの業務よりも何よりも今一番炭礦事業だと思うのですが、そういうことにおいて、勞調法を改正せざつともできるといふことを認めなければなりません。米窪國務大臣 第八條の二項は私は知らないのでありません。それは

かつておるのでですが、私は、そういう點をいたしまして、労働大臣の處置をとらなくとも、労働委員會がいつまでもこれに同意しないということになつてくると、實はそういうことが八條できめてあつておるわけであります。それから何といつても石炭増産ということは、労働者のが心からその精神に共鳴していかなければならぬ。いやしくも労働者がこれまでの既得権利、罷業権をこれにて剥奪したということをせずに、労働者の既得権利を多少とも侵害と言えば、これはあなたのおつしやる通り、そういうものを發動すればできるけれども、そういうことをせずに、労働者の既得権利を多少とも侵害と言えば、語弊があるが、狹められたという感じをもたすこととは、はたして増産の効果が上るかどうかということについて疑問があるから、三十九條の規定はあるが、こういふ方に効果的である、労働關係調整法が議に上つたときにもおられるということであれば、まさに結構であります。そこで私はたゞいま勞働大臣が言及されたのであります、これは労働委員會の裁定といふのではなく、決議を経なければできないのである。そこで私は、昨年この禁令をする。こういう點に兩大臣の意見が一致いた。

この公益事業の追加の場合においては、使用者を代表する委員と、労働委員と、この三つの委員のおの／＼過半数が賛成をしなければ、公益事業全般を持つ機関である。従つて委員会全般の追加指定をすることができないということは、多少行過ぎではないか。これは委員会全體が一つの独立した性質を持つ機関である。従つて委員会全般の多数決によつてやるべきが最もよろしいのではないか。現在の状態から察するに、事業を追加指定する場合には、労働委員なり、あるいは經營者側の委員なりが反対をするものがあるであらう。その場合、委員會の構成上、一方の委員が足並を揃えて反対をする場合もあれば、これは國家のために必要だから、労働委員、使用者側の委員の立場にかかわらず賛成をしようと、いろいろな、國家全體の立場に立つ人もあつて、そこでの全體の多数決にする方ばかりよろしいということを申し上げておいたのですが、その當時の起案者はことを頑強に主張して、とにかくおの／＼の過半数の同意がなければできない、いうことになつてしまつた。私は勞調法を改正するならば、むしろここに電話があると思う。そこで今主務大臣が調停をすることができる。それにこの勞調法の第十八條の五項の「公益事業に關する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著し障害を及ぼす事件につき、行政官廳、労働委員會に對して、調停の請求がなされたとき。」こういう場合においても調停はできることはできる。大の今の大體のお考えは私はわかつたであります、私は石炭問題について

は、鐵工業の委員でないために委員會の發言はできない。しかしこの労働委員會を通じて特に申し上げたいことは、マツカーサー元帥の書翰に示唆された第一には労働者の生産性を最大限に發揮せしむるために必要な住宅と食糧を供給するということは、一方において労働者を大いに優遇しなければならないということを言うと同時に、一方には交代制を採用して、石炭業を一般的に二十四時間作業體制にすること、こういう強力な示唆も含んでおる。そこで今度の石炭國家管理案の狙いといふものは、労働者、企業者、政府が一體になつて増産にあたらなければならぬということが骨子であるが、少くとも現在までの私企業の經營形態といふものを、相當抑制し、國家管理とする。従つて今までの經營者のプロフィットの上に、相當強い抑制を加えることは事實である一方において労働者の經營參加を認め、労働者に多大の發言権をもたして、そうして労働者經營者一體となつて増産をはかる。こういう進歩的な考え方をもつて國家管理を斷行しようとしておる民主黨としていることは事實である一方において労働者の經營參加を認め、この炭礦事業の面に現わしていかなければならぬ。われわれはそういうような考え方から強くこの點を主張しておる。これは労調法の改正を要せざりてもできる。公益事業の追加指定に對しては、これは労働委員會の中の權威ある中立側の委員會員の意見に従つて、一方には國管をやるのであるから、炭礦事業を公益事業として追加指定するといふことは、労働者に對して相當もその必要性を認めてきている。しかし一方には國管をやるのであるから、

抑制するという點から、國管は實施前には避けたいというならば十分わかる。しかしながら結局公益事業並の取扱いをしなければならぬ情勢になる。こういうことを申立委員が言い始めてゐる。もしも今後労働争議といふものが、相當廣範囲に炭鉱事業において起つた場合、國家管理を行つておる場合においては、どうしても調停を乗り越えて、そのときこそ炭鉱事業の公益指定を行わなければならぬ時節が必ずくるということを豫見して申しておるのでありますから、それらの事態を勘案して十分なる御善處を願いたい。これはひとつひよ考へを願いたい。ということを最後に申し上げて、私の緊急質問を終る次第であります。

の一つの政策として申し上げた點は、あなたと同じ主張である。すなわち公益事業にあらざるものの方を一方の提訴によって中央地方の労働委員會が受理し大ときには、その調停に關する裁定が下るまでは労働者はストライキをしない。經營者はロック・アウトしないということを労働團體に提倡しておるのあります。しかしながらこれは、もちろん石炭關係の労働組合の者にも提唱しておるわけです。大體私はこの提唱に應ずるだらうと思つておるのであるが、もし應じないときは労働大臣は調停をする。どうしてもいけない場合においては、今あなたのおつしやつたような、例の多數決できめる労働法の改正もやむを得ないと考えております。

○相馬委員 私は、今まで問題になつておつたことと違ふのでありますから、千六百圓ベースより千八百圓ベースへの差額の支給の配分について、ただいままで私は金融財政委員會に出ていたのでありますが、その間のことを申し上げて、ぜひ労働大臣の見解を承りたいと思います。

この千六百圓から千八百圓の差額の補給金の配分について、政府側は超特が十二割、それから特地、甲地、乙地、丙地。丙地においては二割という五段階による配分を政府が發表して、全官公廳代表といろくと話合いになつたことを知つておりますか。そろして金融財政委員會において全官公廳の代表の話を聽きますと、これを吞んだのあります。政府案でよろしいと言う。しかし私は労働組合出身の者として、こういう事情を知つております。教員組合はまつこらがら反対しております。それから全遞がまた反対しております。

けが政府奏がいいと言ふ。それで今委員長の方にも出しておいたのであります  
が、委員の諸君にもせひ考へていただきたいことは、本俸二千圓の者が丙  
地においては、すなわち村に住んでい  
る者においては六百五十六圓しかも  
えない。ところが大きな都會に住んで  
いる者は五千百十七圓もられる。われ  
われにはどう考へても、あまりにも  
大きな差額でわからない。それを官  
公廳代表が呑んでおる。そうしてこう  
いうことを言つてゐる。それはどうい  
うことかというと、これは政府の責任  
においてやるのであるから、われく  
組合員としてはその生ずる結果につい  
てはまた考へが別だと言つてゐる。勞  
働大臣もおわかりの通り、今度豫想さ  
れるところの勞働攻勢が、地方々々か  
ら收拾すべからざるような形において  
起きてきた場合を考え、それを政府と  
また國會とが簡単に呑んだということ  
になると、これは非常に國會の權威が  
ら言つても、また祖國再建の途上にあ  
るあなた方政府の勞働主務大臣におい  
ても、困つた問題が起きるのじやない  
かと思う。従いまして勞働大臣の立場  
から、この片方は六百五十六圓、片方  
は五千百十七圓という莫大なる差額が  
至當だと思う。それからまた訂正の  
意思はないか。こういうことについて  
ひとつお答えを願いたい。それからま  
た、それらの勞働攻勢に對する大臣の  
見解等がありましたら、むりに要求し  
ませんが、附隨して述べていただきた  
いと思います。

つたのです。當時私は労働委員會に出でておつて、その席におらなかつたのです。しかしきまつたものは閑僚の一人として責任をもちます。しかし私としては、この十二割から二割までという段階は、あまりに段階をつけすぎると。地域差のいわゆるデコボコ調整ということは必要であるけれども、あまり特地、甲地、乙地、丙地というようには、たくさんの段階をつくつて、しかもその段階ごとの比率というものが、非常な違ひをしておるということについては、私在野當時から、これは非常に遺憾であるとして大藏當局にも言つておる。そこでそのいきさつは相馬さんが一應お話になつたように、これは官公廳の労働組合の中にも意見の相違がある。中央と地方で官廳待遇委員會といふものがあつて、各省の労働組合から若干の委員が出ておる。この連中と大藏當局とが折衝しておつた。ところがその労働組合の中にも、中央と地方の意見がまとまらないものですから、なか／＼詰がまとまらない。そこで結局労働組合の方でさじをなげだ。そのときは日教組はおらなかつたといふが、一説によれば、日教組もはいつておつたと言ふけれども、そこはよくわからない。こうなればわれくの方で、いいとも悪いとも言えぬから、大藏當局の責任を負ふてくれと言うと、それに対する大藏當局は、おれに一切任せてくれたと考えた。ところが労働組合では、そうではない、政府の責任を負ふてくれと言つたのは、段階とか比率を白紙で委任したのではないといふことで、若干の見解の相違がありますが、ああいうことになつて、それが閣議に報告されて國會にきた以上は、

○相馬委員 國會において自由に審議してほしいという労働大臣の言葉を聞いて、まつたく同感であると同時に敬意を表します。

もう一つ具體的に言うと、家族一人について内地においては三十圓しかもらない。ところが特に地においては二百三十四圓もろう。こういう数字も出ておりますので、後ほど私はその参考書類を上げます。そこで政府ではこう言つておる。それは、われ々は今官公吏の生活の實態調査をしたが、六對一といふ數字が出た。これに反対するものは、これは明らかに間違いである。當識的にもあまりひどいではないか。こういうことではだめなんだ、間違いである。こういう資料でも出してこなければだめだという大體の腹らしく、かつまた金融財政委員長の北村さんもそういう腹なんです。しかし具體的な問題として、各組合は最高諮詢機關である大會にかけておりません。今の勞働組合というものが、きわめて中央集權的であることも、労働大臣お認めの通りであります。そこで政府に責任が残るのだぞというような言葉を與えておいて、この全官公廳の代表と大藏省とがくつついで、これを今呑もうとしている。國會議員の方でも完全なデーターがないから、山口喜久一郎さんなんかおもしろいことを述べおる。これは實におかしいが、反対する理由がないからできない、賛成するよりほかはないではないか、こういうことでは國會の權威も何もあつたもの

ではない。そういう意味で大臣に申し上げたのですが、大いに國會でもんやりとすることありますから、大いにもんでやります。しかし閣議においても数字の魔術にかかる。そういううだらめな統計というものは、統計のないものよりも悪いといふことを指摘したいと思います。

○米澤國務大臣 國會議員はいかなるデーターにせよ材料にせよ、請求する権利がありますから、そういう必要なものについては請求していただきたいと思います。

○加藤空員長 それでは本日はこれで午後零時四十七分散會